

**令和8年度学生の県内定着促進業務
(インターンシップマッチング及びテーマ別企業説明会)に係る
企画提案募集要項**

この要項は、令和8年度学生の県内定着促進業務（インターンシップマッチング及びテーマ別企業説明会）を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

インターンシップマッチングの実施及びテーマ別企業説明会の開催により、学生の県内企業への理解を深め、県内就職の促進を図る。

2 業務名

令和8年度学生の県内定着促進業務（インターンシップマッチング及びテーマ別企業説明会）

3 業務の概要

企画提案仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日までとする。

5 委託料

上限額6,301千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

6 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 県内に事業所を所有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式1及び付表）
- ② 企画提案書（A4判任意様式）
- ③ 経費積算書（様式2）

契約予定額の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。

- ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑤ 団体の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料）
- ⑥ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの

(2) 提出部数

企画提案書等 5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出期限

企画提案書等 令和8年3月19日（木）17時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 留意事項

- ① 企画提案は1者につき1提案とする。
- ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- ④ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ⑤ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- ⑥ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4サイズ）を提出すること。
- ⑦ 本企画提案は、本業務に係る県予算案が成立しない場合は中止とするが、この場合において当該応募に係る経費については、一切補償しない。

8 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年3月13日（金）17時必着

(2) 質問方法

質問は、質問書（様式3）に記入の上、下記の「14 問合せ・応募書類提出先」あて電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

9 事業実施候補者の選定

(1) 審査

- ① 企画提案された内容について書類審査を実施する。
- ② 審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

(2) 審査項目

- ① 実施管理体制
- ② 経費の妥当性
- ③ 実施スケジュール
- ④ インターンシップマッチングの実施方法
- ⑤ テーマ別企業説明会の運営方法
- ⑥ 過去の実績

10 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。
なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

11 委託契約の締結及び権利の帰属

- (1) 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
- (3) 本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

12 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。

13 スケジュール

3月13日（金） 17時	質問書受付期限
3月19日（木） 17時	企画提案書等の提出期限
3月下旬	審査及び委託先候補者の選定
4月上旬	契約締結

14 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ（県庁南棟4階）

住所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-734-9398

E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp